



富山大学

多様なSOGIの尊重に関するガイドライン

(教職員向け学生対応ガイドライン)

ダイバーシティ推進センター

令和7年3月 初版



はじめに

富山大学は、地域と世界に向かって開かれた大学として、ダイバーシティ推進のための基本方針を踏まえ、SDGs の目標でもあるジェンダー平等をより一層推し進めるとともに、性別、性的指向と性自認 (SOGI : Sexual Orientation and Gender Identity)、障がいの有無、年齢、文化、宗教、信条、国籍などの多様性を尊重し、それぞれが自らの能力を発揮し、皆が生き生きと活躍できる教育・研究・職場環境づくりを進めることを宣言しています。

この度この一環として、教職員が多様な SOGI について理解を深めるとともに、特に性的マイノリティである学生の対応を行う際の手助けとなるよう、教職員のためのガイドラインを作成しました。

すべての学生や教職員が安心して過ごすことのできる環境づくりのために、ぜひご一読ください。

ダイバーシティ推進センター

ダイバーシティ推進のための基本方針

1. すべての学生・教職員が、互いの違いを受け入れ、尊厳と個性を尊重し合いながら、学修・教育・研究・就業に専念し活躍できるよう、意識の啓発に努めます。
2. 多様な人材を積極的に雇用し、誰もが安心して安全に業務に従事できるよう、就業規則や就労環境の整備を行います。
3. ダイバーシティ推進の視点に立った社会への貢献や、国内外の教育機関や社会との協調・連携を進めます。

令和2年8月1日

富山大学多様な性的指向・性自認 (SOGI) に関する基本指針

1. 性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の多様性と権利を認め、偏見や差別、ハラスメントを無くし、すべての学生や教職員の尊厳が守られるように積極的な啓発活動や研修会等を実施する。
2. SOGI に関する個人情報の取扱いには十分に配慮し、本人が望まない第三者への暴露 (アウティング) が起こらないようにする。
3. 学生や教職員が SOGI に関わる不利益な扱いを受けることなく、安心して学修 (教育・研究等) や就職活動、就労 (人事制度や福利厚生も含む) および相談ができるように、学内環境の整備・点検を行い、必要な措置や制度を構築する。

令和2年11月24日

1. 性の多様性を前提にした行動を行う際に大切なこと

令和5年6月23日、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布されました。この法は、国民の理解が必ずしも十分でない現状を鑑み、性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

性的指向・性自認の多様性への配慮を身につけていくために大切なことや、守らなければならないことを理解し、様々な人が過ごしやすい環境をつくりましょう。

(1) 基本的用語の理解について

・性的指向 (Sexual Orientation)

どのような性別の人を恋愛又は性愛の対象とするのかを示す概念で、異性や同性、両方の性に向かう、あるいは向かわない場合など、多様です。

・性自認 (Gender Identity)

自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で、自分の性別についての認識が、出生時に割り当てられた性別と一致する場合や、一致しない場合など、多様です。

・性表現 (Gender Expression)

服装、話し方、しぐさなどを通して現す表現のことで、その表現は多様です。

性的指向 (SO)	性自認 (GI)
<ul style="list-style-type: none">・異性愛者/ヘテロセクシュアル (Heterosexual) 恋愛・性愛感情が異性に向く人・同性愛者/ホモセクシュアル (Homosexual) 恋愛・性愛感情が同性に向く人・レズビアン (Lesbian) 性自認が女性で、恋愛・性愛感情が女性に向く人・ゲイ (Gay) 性自認が男性で、恋愛・性愛感情が男性に向く人・バイセクシュアル (Bisexual) 男性と女性の両方に恋愛・性愛感情が向く人・パンセクシュアル (Pansexual) 性別を問わず、すべての人が恋愛・性愛感情の対象となる人・アロマンティック (Aromantic) 他者に恋愛感情を抱かない人・アセクシュアル (Asexual) 他者に性愛感情を抱かない人	<ul style="list-style-type: none">・シスジェンダー (Cisgender) 出生時に割り当てられた性別そのまま生きる人・トランスジェンダー (Transgender) 出生時に割り当てられた性別とは異なる性を生きる人<ul style="list-style-type: none">・トランス男性 (FTM : Female to Male) 割り当てられた性別が女性で、性自認が男性の人・トランス女性 (MTF : Male to Female) 割り当てられた性別が男性で、性自認が女性の人・X ジェンダー/ノンバイナリー (X-gender/Nonbinary) 男性や女性という二元的な性別に当てはまらない性自認・性表現を持つ人のこと。中性、両性、無性、不定性などがある。

- ・クエスチョニング (Questioning)
性的指向・性自認が定まっていない人
- ・クィア (Queer)
規範的な性の価値観に迎合することなく、より多様な性のあり方を尊び、性的少数者であることを誇る存在を示す言葉

※人の性のあり方は多様であり、必ずしも特定のカテゴリーに明確に分類できるものではありません。

- ・LGBTQ+

レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender)、クエスチョニング (Questioning)・クィア (Queer) の頭文字に、もっと多様な性のあり方があることを示す「+」記号を加えた、性的少数者（性的マイノリティ）の総称。

- ・カミングアウト

自分の性的指向や性自認について、自分の意思で自分から他者に伝えること。

- ・アウティング

本人の同意なしに、公にしていない性的指向や性自認についての情報を他者に伝えること。

- ・アライ

性的マイノリティのことを理解し、支援のために行動する人のこと。

(2) 性の多様性の尊重について

多様な性のあり方をもつ人が過ごしやすい環境づくりに向け、次のことを心がけましょう。

- ・全ての学生・教職員を異性愛者・シスジェンダーだと決めつけるような発言や行動はしない。
- ・自分の言動が性の多様性を前提としたものになっているか確認し、セクシュアリティやジェンダーに関わる「普通」を問い合わせ直す。
- ・社会的な「女らしさ」「男らしさ」に当てはまらない人や性的マイノリティを揶揄・差別する言動をみたら、即座に介入し、差別をやめさせる。
- ・性の多様性を想定しない等、差別行為をしてしまったのではないかと思った際は、即座に謝罪し、言動を訂正する。

こんな発言・行動はしていませんか？

- ・「男子はみんな彼女が欲しいんだろうけれど」「将来、君たちが結婚して子供を持つのは当然だ」「LGBTQ+の人はこのクラスにいないと思いますが」といった異性愛者・シスジェンダーであることを前提とした発言をする。
- ・ジェンダーに関する偏見や差別的な発言が出ることが予想される内容で、安全を守るために情報共有等がないまま、学生に授業やゼミなどで議論をさせる。
- ・「その男子学生」と性別を決めつけて呼ぶ。
- ・「ホモ」「レズ」といった言葉でからかっているのを聞いたが、注意しない。

- ・カミングアウトは決して強要しない。
- ・アウティングとなる行為は行わない。学生・教職員の個人情報について、本人の同意を得ずに、他に伝えない。

こんな発言・行動はしていませんか？

- ・学生の自己紹介に出身高校を含めたり、本人の同意を得ずに出身校の情報を勝手に他の人に話す。(学生が性別移行をしている可能性があります。)
- ・カミングアウトを受けたので、良かれと思って、本人の同意なしに指導教員等の第三者に情報を伝えた。
- ・事務担当者等が、「健康診断に個別配慮が必要なんですね」「通称名使用の手続きをしたいんですね」と大きな声で話すなど、プライバシー保護に欠ける対応をする。

2. 本学の対応状況や配慮等について

以下の項目は、学生の対応を行う教職員にぜひ知っておいていただきたい事項です。

(1) 学籍上の氏名の変更について

本学では、以下の文書を除き、学生本人の申し出により、自認する性に基づく通称名を使用することができます。なお、第三者への通称名と戸籍等上の氏名との同一性の証明については、当該学生の責任において行うことになります。

通称名を使用している学生がいる可能性があるということをご理解ください。

戸籍上の氏名を使用する文書

- (1) 学位記※
- (2) 債権関係書類（授業料・入学料等）
- (3) 支払関係書類（旅費・謝金）
- (4) 教育職員免許状申請書類
- (5) 国家資格を得るために国若しくは地方公共団体又はそれらの委託を受けた団体が行う試験の出願書類
- (6) 法令等の定めにより、戸籍等上の氏名を使用することとされる文書等
- (7) その他通称名等を使用することが困難であると学長が判断するもの

※学位記記載氏名併記届により、学位記に戸籍等上の氏名と通称名とを併記することができます。

△通称名の手続きについて

1. 通称名使用を希望する学生が、通称名等使用願＋確認書類を所属する学部長等を経て学長に願い出る。
2. 学長は、通称名の使用を認めた場合、通称名等使用許可通知書により、学部長等を経て学生に通知する。

担当部署：所属する学部等の教務担当

規則：富山大学における学生の旧姓及び通称名使用の取扱い等に関する要項

(2) 性別情報について

履修者名簿等は性別欄を設けてありません。学生本人の意図しない形で情報が公表されることがないよう留意してください。また、授業や実習において、性別で区別した活動は、特に必要な場合以外は行わないようにしてください。なお、授業内で性別で区別する必要がある場合は、学生が履修時の参考にできるよう、授業案内（シラバス）に記載するなど、ご配慮ください。

(3) 授業等での呼称について

学生に対する呼称を共通して「さん」に統一すること、または、本人の要望に沿った呼称を使用することを推奨します。

（4）健康診断について

本学で実施する健康診断は、保健管理センターで必要に応じて個別対応の相談を受け付けています。

（5）多目的トイレについて

本学では誰でも使用できる多目的トイレを設置しています。学内施設の多目的トイレの場所は、本学ホームページのアクセシビリティ・マップに記載しています。

<https://www.u-toyama.ac.jp/access/accessibility/>

なお、令和7年3月に、多目的トイレ（オストメイト対応の多目的トイレを除く）の表示について、誰でも必要なときに利用できるトイレ（だれでもトイレ）であることを表すものに変更しました。

（6）更衣室について

本学の更衣室は男女別に分かれており、個別の更衣室はありませんが、五福キャンパス共通教育棟A棟及び高岡キャンパス附属図書館の多目的トイレには、フィッティングボード（着替え台）が設置されています。

（7）相談窓口について

学生から相談を受けた場合、相談者の希望と了解に基づき、必要に応じて関係組織と対応を協議してください。本学には以下のとおり様々な相談窓口があります。

※性的マイノリティ専門に特化した窓口ではありません。

【学内の相談窓口】

知りたい事項	担当窓口
授業科目の履修方法は	教養教育科目…学務部学務課教養教育支援室 専門科目…所属学部等教務担当窓口
学生寮に関することは	学務部学生支援課
課外活動に関することは	五福キャンパス…学務部学生支援課 杉谷キャンパス…杉谷地区事務部学務課 高岡キャンパス…芸術系総務・学務課学務担当
住所、氏名、保証人等が変わったときは	所属学部等教務担当窓口
こころやからだの健康相談は	保健管理センター
ケガや病気の応急処置及び健康診断は	
就職相談や求人案内は	就職・キャリア支援センター
留学に関することは	学務部国際課留学支援担当
発達障害及び身体障害のある学生支援は	アクセシビリティ・コミュニケーション支援室
学業や進路、生活のトラブル、生きるのがつらい、その他の不安など、悩み相談は	学生相談室

◇メンタルヘルス外部相談窓口の設置について

令和6年10月1日より、学外に設置している相談窓口に、メンタルヘルスに関する相談をすることができるようになりました。

(対象)

- ・学生とその保護者
- ・教職員と配偶者及びそのいずれかの被扶養者

(カウンセリング方法)

- ・スポットカウンセリング（予約不要）電話・WEB
- ・継続カウンセリング（予約制）対面・電話・オンライン面談

(連絡先) 0120-511-103 / <https://consult.t-pec.co.jp/service/511103>

【学外の相談窓口等】

悩んでいる本人だけでなく、周りの方も利用できる相談窓口です。

電話で相談したい方

- ・性的マイノリティ専門の電話相談窓口
よりそいホットライン 0120-279-338
※ガイダンスに従い、4を押すと性的マイノリティ専門ラインにつながります。

チャットで相談したい方

- ・SOGIE（性的指向・性自認・性別表現）に関する全国版LINE相談事業
つなにじ（つながる にじいろ on ライン）<https://sogie-j.org/>

アドバイスや答えではなく、誰かに話を聞いてほしい、交流したいという方

- ・交流会
ダイバーシティラウンジ富山 やわカフェ（月1回程度実施）
<http://www.diversitylounge.jp/>

人権にまつわる相談をしたい方

- ・みんなの人権 110番
法務局 0570-003-110
- ・市民相談（主に富山市民を対象）
富山市市民協働相談課 076-443-2045

(8) ハラスメントの防止について

本学のハラスメント等の防止・対策に関する指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことや、性的指向・性自認等の機微な個人情報について、本人の了解を得ずに他者に暴露すること（アウティング）は、ハラスメントの具体例に挙げられています。

本学の学生・教職員は、ハラスメントを行わないよう、次の事項を十分認識する必要が
あります。

- ・お互いの人格を尊重しあうこと。
- ・お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- ・偏見をなくし、一人ひとりの個性を認めあうこと。

◇ハラスメント外部相談窓口の設置について

令和6年10月1日より、学外に設置している相談窓口に、ハラスメントに関する相談
をすることができるようになりました。

(対象)

- ・学生
- ・教職員

(相談方法)

- ・電話相談 0120-505-098
- ・WEB相談 <https://consult.t-pec.co.jp/service/511103>

※ハラスメントに関する相談は、学内のハラスメント等相談員に相談することもできます。
(学内限定ウェブページ: <http://int.u-toyama.ac.jp/for/staff/harassment.html>)

3. 本ガイドラインの見直しについて

本ガイドラインについては、環境の改善を踏まえつつ、関係する人々や諸機関との意見
交換をもとに、必要に応じて適宜見直していきます。

＜参考文献＞

- ・性の多様性 学生対応ガイド（埼玉大学ダイバーシティ推進センター）
<https://park.saitama-u.ac.jp/~diversity/gender/>
- ・性的マイノリティサポートブック（社会福祉法人共生会 SHOWA）
- ・先生と親のためのLGBTガイド（遠藤まめた）
- ・はじめて学ぶLGBT（石田仁）
- ・はじめようSOGIハラのない学校・職場づくり（「なくそう！SOGIハラ」実行委員会）

＜協力＞

ダイバーシティラウンジ富山

＜監修＞

中京大学教養教育研究院教授 風間孝